

新型コロナウイルスの発生に関する注意喚起（その57）

令和3年7月21日
在シンガポール日本大使館

1. 20日、シンガポール保健省は感染者数の増加を受けて警戒レベルの再引き上げを以下のとおり公表しました。詳細は保健省（MOH）HPを確認ください。

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/going-back-to-phase-2-heightened-alert>

フェーズ2（Heightened Alert）への再引き上げ

（1）KTV ラウンジやナイトクラブなどの飲食店で COVID-19 のクラスターが拡大していることを受けて、関係省庁タスクフォース（MTF）は、2021年7月19日から2021年8月8日までのフェーズ3（Heightened Alert）でコミュニティ対策を強化することを発表しました。その後、保健省は、ジュロン漁港が感染源のクラスター（特にウェットマーケットやホーカーフードセンター）を確認しました。これは、シンガポール国内のコミュニティの多くの人々に影響を与える可能性があるため、非常に懸念される事態です。

（2） さらに、KTV クラスターでは若年層を中心に感染が広がったのに対し、今回の感染の波は多くの高齢者を含むより幅広い層に及んでいます。国内での人から人への感染率が現状のまま維持されると、今後、感染者が急増し、多くの住民がウイルスに感染する可能性があります。国民の50%近くがワクチン接種済ですが、高齢者のような弱い立場の人の中には、まだワクチン接種を受けていない人が多数います。ワクチンを接種していない人は、感染するリスクが高く、また、感染した場合には重症化するリスクも高くなります。そのため、現在の感染拡大を抑えるために断固とした態度で臨み、病院の収容能力を超えるリスクを最小限に抑えながら、まだワクチン接種済でない又は接種を開始していない人々への接種を急いで行わなければなりません。ナショナルデー（8月9日）までに全人口の3分の2がワクチン接種を完了するという目標は変わらず、高齢者の接種率をさらに高めることを目指しています。

<現地の状況について>

（3） コミュニティ内では、（1）複数のナイトライフ施設、（2）ジュロン漁港（JFP）、（3）複数のウェットマーケットやホーカーフードセンターを中

心に、いくつかのクラスターが形成されています。私たちは、新たに発生する可能性のある感染を防ぐために、広範囲に渡って検査を行っています。JFP で働くすべての人を隔離し、国家環境庁 (NEA) または NEA が任命した事業者が管理する市場やホーカーセンターで、市場や調理済み食品の屋台の店主や店員を対象とした大規模サーベイランスを開始しました。また、NEA とタウンカウンスシルは、屋台の店主や店員から感染者が検出された市場において、暫定的なフェンスによるアクセスコントロールと SafeEntry によるチェックインの義務化を段階的に開始しました。このような市場の近くに住んでいる方は、移動や社会的交流を最小限にとどめ、近くの Residents' Committee Centre で配布される抗原迅速検査 (ART) キットを受け取って自己検査を行うようにしてください。また、ワクチンを接種していても、ワクチンを接種していない高齢者と同居している人は、意図せずウイルスを家に持ち帰り、ワクチンを接種していない高齢者に感染させる可能性があるため、人付き合いや移動を制限する必要があります。

(4) このような対策にもかかわらず、コミュニティで感染経路の分かっている感染者と感染経路の分からない感染者の数は増加の一途をたどっています。2021 年 7 月 12 日から 2021 年 7 月 18 日の間に、1 日あたり平均 46 件の感染者を検出しました。これは、2020 年 4 月以降に検出した件数の中で最も多いものです。ウェットマーケットやホーカーフードセンターは弱い立場にある高齢者を含むさまざまな顧客が利用しますが、対策が行き届かないところがあり、検出されない感染の連鎖リスクが高くなっています。感染のリスクにさらされている人々への広範な検査を続けているため、今後、感染者数が増加することが予想されます。JFP にリンクされるクラスターの数が増加していることから、感染の連鎖を断ち切るための現行の対策は十分ではないかもしれません。

<フェーズ 2 (Heightened Alert) の安全管理措置への復帰>

(5) そのため、フェーズ 2 (Heightened Alert) (注 1) に戻ることで、コミュニティの安全管理措置をさらに強化します。以下の対策は、2021 年 7 月 22 日から 2021 年 8 月 18 日まで適用され、2021 年 7 月 19 日に導入された対策に取って代わるものです。実施後 2 週間後に対策の見直しを行い、その時点での感染状況に応じてさらに調整を行います。更新された安全管理措置の詳細については、[AnnexA](#) を参照してください。

許容されるグループ人数

(6) 社交のためのグループの上限は、最大 5 人から最大 2 人に引き下げら

れ、家庭への1日の訪問者数も1世帯あたり2人までとなります。他の家庭への訪問でも、友人や家族と公共の場で会う場合でも、集まりの回数を1日2回までに制限する必要があります。

(7) 現在の育児を継続していただくために、祖父母が毎日世話をしている孫は、1世帯当たりの訪問者数の上限や、1日の交流回数にはカウントしません。祖父母は、自分自身と孫を守るために、ワクチン接種を受けることを強くお勧めします。また、感染のリスクを減らすために、祖父母は異なる世帯の孫同士の交流を最小限にする必要があります。

職場での接触を最小限に抑える

(8) 職場では、今後も在宅勤務がデフォルトとなります。雇用主は、在宅勤務が可能な従業員には、在宅勤務をさせなければなりません。複数の職場に従業員を配置することは、今後も避けなければなりません。雇用主は、職場に戻る必要のある従業員の始業時間をずらし、フレックスタイム制とすることが必要です。職場での懇親会は認められません。

マスクオフ活動の中止

(9) コミュニティへの感染のリスクを低減するため、屋内外の飲食店（ホーカーセンターやフードコートを含む）では、持ち帰りやデリバリーのサービスのみを提供することができます。また、室内での激しい運動クラスや、個人・グループでの激しい室内スポーツ・エクササイズ活動も中止されます。さらに、マスクを外す必要のある個人向けサービス（フェイシャル、サウナ、メイクアップサービスなど）、歌、意図的に呼気を出す必要のある楽器（管楽器、金管楽器など）の演奏も禁止されます。ただし、マスクを外して診察を受ける医療機関や歯科医院はこの限りではありません。また、医療目的ではないフェイシャルトリートメントは、この規制の例外ではありません。

(10) マスクをしていない顧客がいる環境で働いているスタッフで、7月中旬から定期的に迅速簡易検査（FET）が義務付けられていた人は、業務が停止している場合、この期間にFETを行う必要はありません。営業を続けている企業（デリバリーや持ち帰りで営業している飲食店を含む）については、そのスタッフは14日間の定期的なFETを続けなければなりません。この期間中、通常のFETは引き続き無料で行われます。

<活動・イベント規模の縮小およびイベント前検査の要件>

(11) 大規模なクラスター形成の可能性を最小限に抑えるため、イベントサイズを縮小し、人数上限を引き下げます。イベントの参加者が安全にイベントを進行できるようにするためには、イベント前検査（PET）が引き続き重要な手段となります。

ア) ライブパフォーマンスと MICE

PET ありの場合は 100 人まで、PET なしの場合は 50 人までとします。講演者やパフォーマーはマスクを外すことはできません。また、歌うことや、意図的に呼気を出す必要のある楽器（管楽器や金管楽器など）を演奏することもできません。

イ) 観戦および参加型のスポーツイベント

観戦および参加型のスポーツイベントでは、PET ありの場合、最大 100 名まで入場可能です。50 人以下の場合は PET は必要ありません。詳細は SportSG が発表します。

ウ) 結婚式及び結婚披露宴

結婚式は、PET ありの場合は引き続き 100 名まで、PET を使用しない場合は 50 名までで行うことができます。この数ヶ月間、結婚するカップルが大きな不確実性に直面していることを認識しています。そのため、特別な規定として、結婚披露宴は、PET ありの場合は 100 名まで、

1 テーブル 5 名までのグループで行うことができます。これにより、多少の調整は必要ですが、カップルは結婚式の計画を継続することができます。なお、結婚式の参加者は、安全管理を徹底していただく必要がありますが、特に自分のテーブル以外の人との交流を避け、社会的な距離を保つ必要があります。また、ワクチン未接種者は、その脆弱性を考慮して、完全にワクチンを接種するまでは、このようなイベントに参加しないことを強くお勧めします。

エ) アトラクションやショー

MTI（貿易産業省）の事前承認を得たアトラクションの稼働率は、現在の許容範囲である 50%から 25%に引き下げられます。屋内および屋外のショーは、PET ありの場合は 100 人まで、PET なしの場合は 50 人までとします。

オ) 映画館

PET ありの場合、シネマホールには最大 100 名まで入場できます。PET なしの場合、50 人までとします。一般的なグループサイズである 2 名が適用され、映

画館内での飲食物の販売・消費はできません。

カ) 礼拝などの集まり

礼拝などの集まりは、引き続き PET ありの場合は 100 人まで、PET なしの場合は 50 人まで可能です。エアロゾル感染による拡散のリスクをさらに軽減するために、宗教従事者及びその他の参加者は常にマスクを着用してください。また、この期間中は、歌を歌うことや管楽器・金管楽器の演奏を中止します。

キ) 美術館・博物館、公共図書館

美術館・博物館や公共図書館は、25%の定員削減で営業することができます。

ク) ショッピングモールとショールーム

ショッピングモールとショールームの入場制限は、現在の総床面積 1 人当たり 10 平方メートルから、1 人当たり 16 平方メートルに引き下げられます。

<対象となる支援策>

(12) 2021 年 8 月 18 日までの安全管理措置の強化に鑑み、政府は影響を受ける企業や労働者に支援策を提供します。このパッケージは、前回のフェーズ 2 (Heightened Alert) で提供された支援を参考にしています。財務省は数日後に詳細を発表する予定です。

<島内のウェットマーケットやホーカーセンターでの SafeEntry チェックインの義務化について>

(13) ウェットマーケットやホーカーセンターは、地域の人々が頻繁に訪れる場所であり、多くの高齢者が集まる場所でもあります。最近、これらの場所でクラスターが検出されたことからわかるように、個人間の距離が近い場合や、マスクをしていない場合には、感染の可能性が高くなります。このような場所での感染を防ぐためには、より迅速に接触者追跡を行う必要があります。2021 年 7 月 18 日に発表されたとおり、NEA とタウンカウンスルは、感染者が出店者や店員の間で検出された市場において、暫定的なフェンスによるアクセスコントロールとセーフエントリー (SE) によるチェックインの義務化を段階的に実施する予定です。

(14) 今後数週間のうちに、シンガポール国内全体のその他のすべてのウェットマーケットとホーカーセンターにおいて、TraceTogether-only SafeEntry (TT-only SE) と SafeEntry Gateway (SEGW) のチェックイン要件を

順次導入していきます。つまり、ウェットマーケットやホーカーセンターに入る人は、SEGW を使って TraceTogether (TT) アプリやトークンでチェックインするか、TT アプリで SE の QR コードをスキャンしてチェックインする必要があります。一般市民の皆様には、SE のチェックイン要件を遵守し、連絡先の追跡を容易にするために、TT トークンを携帯するか、TT アプリを有効にしておき、ご自身や大切な人を守ることに役立てていただくようお願いします

<新型コロナに耐性のあるシンガポールに向けて>

(15) 私たちは、シンガポール国民へのワクチン接種を大きく前進させてきており、その勢いを失ってはなりません。シンガポールのワクチン接種率が増加し続けているので、適切な時期にワクチン接種状態別の安全管理措置を再導入します。これにより、国の予防接種プログラムで完全に予防接種を受けた人は、予防接種を受けていない人を保護しつつ、より多くのコミュニティや経済活動、大きなイベントに参加することができます。対象となるすべての方、特に重篤な症状を発症する危険性が最も高い高齢者の方には、一刻も早くワクチン接種に踏み切っていただきたいと思います。私たちは、予防接種を受けていない高齢者が多い団地に移動式予防接種チームを配備しています。また、高齢者は、予防接種センターにおいて予約なしで初回接種を受けることもできます。全ての方に vaccine.gov.sg にて予約をすることをお勧めします。

(16) フェーズ 2 (Heightened Alert) の期間中は、感染リスクを低減するために、安全管理措置を遵守するよう皆様のご協力をお願いいたします。そのためには、職場やその近くの共有スペース、公共交通機関などの公共の場での歩行者数を減らすために、全員が自分の役割を果たし、移動や社会的交流を最小限に抑えることが必要です。体調が悪いときは、医師の診察を受け、検査を受けましょう。みんなで協力してこそ、より強く、より安全になることができるのです。

(注1) 2021年5月16日から2021年6月13日まで適用。

2. シンガポール保健省 (MOH) は、シンガポール国内における感染者数及び予防接種状況等関連情報を以下の保健省HPで公表しています。

(保健省HP) <https://www.moh.gov.sg/covid-19>

3. 7月19日正午 (日本時間) から、在留先でのワクチン接種に懸念等を有する海外在留邦人等を対象とした新型コロナ・ワクチン接種事業のインターネッ

ト予約受付を開始します。本事業での接種を希望される方は、特設サイトを通じて事前の予約をお願いします。特設サイトへのリンクは、予約受付の開始と同時に外務省海外安全HPに掲載致しますので、そちらをご確認ください。

(海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

4. 日本帰国時には、検疫所へ「出国前 72 時間以内の検査証明書」の提示が必要です。提示できない場合、検疫法に基づき、日本への上陸が認められないこととなります。

検査証明書は、シンガポールの認定クリニックにより交付される digital PDT certificate を印刷したものを提示いただくことで足り、必ずしも日本の「所定のフォーマット」の使用の必要はありません（シンガポールの認定クリニック発行の digital PDT certificate であれば、性別、医療機関住所の記載及び医療機関の印影がなくてもかまいません）。シンガポールにおける検査方法は <https://safetravel.ica.gov.sg/health/covid19-tests/pre-departure-test>（シンガポール政府サイト）をご参照ください。

また、空港の制限エリア内において、ビデオ通話及び位置確認アプリのインストール並びに誓約書に記載された連絡先の確認が行われます。詳細は次の URL をご参照ください。

https://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr_ja/keneki_0108.html

5. 航空会社各社は、新型コロナウイルスの発生により、路線の減便等の措置を実施しています。詳細は各社HPを確認下さい。

(日本航空HP)

<https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/other/flysafe/flights-service/#inter>

(全日空HP)

<https://www.anahd.co.jp/ja/jp/topics/notice200206/#2>

(シンガポール航空・シルクエアーHP)

[Singapore Airlines and SilkAir Flight Schedules - April to June 2021](#)

(シンガポール・エアライングループにおけるチャンギ空港におけるトランジット対象地域も同HPを御参照下さい。)

6. 外務省は、新型コロナウイルスの発生に関し、海外安全HPにて関連情報を掲載しています。渡航にあたっては、同ホームページ等にて最新情報の入手を行って下さい。

(海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

7. 外務省海外安全ホームページ、厚生労働省ホームページ、シンガポール保健省ホームページなどの最新情報を収集し引き続き感染予防に努めて下さい。

●首相官邸ホームページ

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

●外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

●厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

●厚生労働省検疫所ホームページ

<https://www.forth.go.jp/news/20200129.html>

●シンガポール保健省 (MOHホームページ)

<https://www.moh.gov.sg/>

(参考) シンガポール政府は WhatsApp の専用チャンネルを設け情報を提供しています。(チャンネル登録 : <https://go.gov.sg/whatsapp>)